

担い手への金融支援事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 7, 734 (7, 275) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景/課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人：3億円（複数部門経営等は6億円）

法人：10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 26年度融資枠

1,000億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

農業法人投資育成事業

【25年度補正予算 2,000百万円】

対策のポイント

農業法人に対する出資等による支援措置を拡充し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景/課題>

- ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で農業法人の経営体数を2010年（約12,500法人）比で約4倍の5万法人にするとされているところです。この実現のためには、農業法人が規模の拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくことが必要です。
- ・このためには、先の臨時国会において改正された「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（投資円滑化法）に基づき、農業法人に対する出資等の拡充を図り、その財務基盤の強化を図る必要があります。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

農業法人に対する出資等による支援

意欲ある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、投資円滑化法に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2167）]